

千葉県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由若しくは疾病等の事由により一時的に生活援助若しくは保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員（以下「支援員」という。）を派遣する等その生活を支援し、もってひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 本事業は、家庭生活支援員派遣等対象家庭名簿作成事務及び費用負担額の決定・徴収事務を除き、事業者に委託して実施するものとする。

(事業の対象)

第3条 本事業の対象は、市内に居住するひとり親家庭等であって、次に該当するものとする。

- (1) 技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助若しくは保育サービスが必要な家庭又は生活環境が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭
- (2) 小学生以下の児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助又は保育サービスが必要な家庭

(支援の内容)

第4条 支援員が提供する支援（以下「支援」という。）は、生活援助と子育て支援とし、その内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活援助については、家事、介護その他の附帯する日常生活の便宜
- (2) 子育て支援については、保育サービス、その他の附帯する便宜

(実施場所等)

第5条 支援の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助については、被生活援助者の居宅
- (2) 子育て支援については、支援員の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所、母子生活支援施設や千葉県子ども交流館等ひとり親家庭等が利用しやすい適切な場所

(派遣等対象家庭登録)

第6条 支援を受けようとする者は、ひとり親家庭等日常生活支援対象家庭登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類等を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

- (1) ひとり親家庭等であることを証明する書類
- (2) 申請者の前年(1月から10月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額等についての市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(派遣等対象家庭名簿)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、ひとり親家庭等日常生活支援対象家庭名簿(様式第2号。以下「支援対象家庭名簿」という。)に登録するとともに、第2条に基づき市から委託を受けた事業者(以下「受託者」という。)に名簿の写しを送付するものとする。

2 市長は、前条の規定により申請した者に対し、支援対象家庭名簿に登録されている旨及び家庭生活支援員派遣要請の方法等について、ひとり親家庭等日常生活支援対象家庭登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 支援対象家庭名簿に登録された者は前条で申請した内容に変更があったときは、ひとり親家庭等日常生活支援対象家庭登録変更・失効届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(支援員の選定等)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める者のうちから支援員を選定し、家庭生活支援員登録名簿(様式第5号)を整備し、登録しておかなければならない。

- (1) 生活援助については、市長が適当と認める資格を有する者又は生活援助の実施に必要な研修として市長が認める研修を修了した者
- (2) 子育て支援については、国が定める一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として市長が認めた者

(支援員の派遣)

第9条 第7条の規定により支援対象家庭名簿に登録された家庭が支援を必要とするときは、ひとり親家庭等日常生活支援利用申請書(様式第6号)により受託者に申し込むものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により行い、後日申請書を提出することができる。

2 受託者は、前項の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、ひとり親家庭等日常生活支援情報シート(様式第7号)により、適当と認めた場合

は支援員に対し、ひとり親家庭等日常生活支援派遣依頼書（様式第8号）を交付して支援を行うものとする。

（支援員の職務）

第10条 前条第2項の規定により、日常生活支援派遣依頼を受けた支援員は、次に掲げるもののうち、必要と認められる職務を行うものとする。

（1）生活援助

- ア 食事の世話
- イ 住居の掃除
- ウ 身の回りの世話
- エ 生活必需品等の買物
- オ 医療機関等との連絡
- カ その他必要な用務

（2）子育て支援

- ア 乳幼児の保育
- イ 児童の生活指導
- ウ その他必要な用務

2 日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導について要望がある場合には、可能な限り当該助言や指導も含め支援を実施すること。

（支援の日数・単位）

第11条 受託者は、当該ひとり親家庭等において現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲で支援の日数を決定するものとする。

2 支援の実施単位は、支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、いずれも1時間を単位とする。なお、被生活援助者の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うものとする。

（支援員の配置）

第12条 支援員は、原則として1家庭に1人を配置するものとする。ただし、支援員間との支援内容の引継ぎ等受託者が必要と判断した場合には、複数の支援員を派遣することができる。

2 被生活援助者の居宅又は支援員の居宅以外の場所で同時に複数の家庭の児童の子育て支援を実施する場合は、支援員を2人以上配置することとし、保育士の資格を有する者を最低1人配置するものとする。

3 2人で保育する場合には、児童5人以下とし、児童5人ごとに支援員を1人配置するものとする。

（支援の完了報告）

第13条 支援員は、支援が完了した日に、ひとり親家庭等日常生活支援利用確認書（様式第9号）及びひとり親家庭等日常生活支援報告・引継書（様式第10号）により、速やかに受託者に支援完了を報告するものとする。なお、当該利用確認書は支援を受けた者から署名による確認を受けるものとする。

（手当等）

第14条 受託者は、支援員に対し支援の日数に応じて別に定める手当等を支給しなければならない。

2 支援員は支援期間終了後、速やかに家庭生活支援員手当請求書（様式第11号）を受託者に提出するものとする。

3 受託者は内容を審査し、手当を支給し、領収証（様式第12号）を徴するものとする。

4 受託者は、手当支給後速やかにひとり親家庭等日常生活支援実施報告書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

5 受託者は、第8条により登録された支援員に対し、講習会を開催し、事業の内容及び職務等を周知するものとする。

6 受託者は、第8条により登録された支援員の職務中の事故等について保証するため、保険に加入するものとする。

（支援員の責務）

第15条 支援員は、この業務を行うにあたり当該家庭に関して知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。本事業から退いた後もまた同様とする。

2 支援員は、この要綱に定めるもののほか、何人に対しても報酬を請求してはならない。

3 支援員は、母子・父子自立支援員、児童（民生）委員等と連絡を密にし、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の増進に努めなければならない。

（費用の負担）

第16条 支援員の支援を受けた家庭は、別に定める基準により、支援に要した費用を負担する。

（委託料の支払）

第17条 市長は、第2条の規定に基づき受託者と委託契約を締結し、委託料を支払うものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、千葉市母子家庭等介護人派遣事業実施要綱の規定により作成されている様式で、現に存するものは、この要綱の規定に関わらず、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の千葉市母子家庭等介護人派遣事業実施の規定により登録された介護人については、この要綱の施行の日の属する年度に限り、第7条の規定により登録された家庭生活支援員とみなす。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。